

舞鶴市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月7日
舞鶴市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

舞鶴市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域で農地の利用状況や営農形態に違いがあるため、地域の実情を把握し、農地利用の最適化に向けた取り組みを進めることが求められています。

特に中山間地では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業の活用等に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、舞鶴市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,300 ha	100 ha	7.7 %
3年後の目標 (平成32年3月)	1,300 ha	94 ha	7.2 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員で構成する地区別会議において、農地法（昭和27年法第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1589号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果を踏まえ、農地台帳に反映することにより、正確な記録の確保等を図り、併せて農地ナビへの反映に努める。

② 関係機関との連携について

京都府等の関係機関（中丹広域振興局、中丹東農業改良普及センター、中丹家畜保健衛生所、京都府農業会議、農業総合支援センター、農業共済組合、京都丹の国農業協同組合、土地改良組合、農事組合等）との連携を図る。

③ 不在地主が所有する遊休農地について

利用意向調査が可能な所有者に対しては、回答を確実に回収し意向に沿った解消を目指す。転居先不明等で調査ができない所有者に対しては、地元の区長・農事組合長等の協力を得ながら可能な調査を実施し所在を確認する。

④ 非農地判断について

既に山林・原野化し、農地への復元が困難な農地、又は復元しても継続した耕作が困難な農地については、所有者・地域の意向及び農業振興地域整備計画や農地転用制度等との整合性を図りながら、慎重に非農地判断を検討する。

(3) 中山間地等の遊休農地の発生防止・解消について

中山間地の農地及び認定農業者等への利用調整が困難な農地については、集落営農組織や小規模な家族経営農家、兼業農家等への権利移動等により、遊休農地の発生防止・解消に努める。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	1,300 ha	115 ha	9.0 %
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	1,300 ha	390 ha	30.0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 京力農場プラン等の話合いについて

地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

京都府等の関係機関（中丹広域振興局、中丹東農業改良普及センター、中丹家畜保健衛生所、京都府農業会議、農業総合支援センター、農業共済組合、京都丹の国農業協同組合、土地改良組合、農事組合等）と情報を共有しながら、機構との連携を図る。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て京都府知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
3年間の目標 （平成32年3月）	6人	3法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

京都府等の関係機関（中丹広域振興局、中丹東農業改良普及センター、中丹家畜保健衛生所、京都府農業会議、農業総合支援センター、農業共済組合、京都丹の国農業協同組合、土地改良組合、農事組合等）との連携を図る。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域や小規模区画の農地が多く現行の下限面積では農地取得が困難な地域については、下限面積の見直しや別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

イ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む。）と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努める。